

仕様書

1 件名

中央区総合庁舎雑排水槽清掃にかかる産業廃棄物処理業務

2 目的

本業務は受託者が、大阪市中心区役所（以下「発注者」という）の指示する中央区役所内の雑排水槽から排出される汚泥処理を行うものである。なお、業務を行うにあたり次の事項を十分に留意すること。

3 必要な許可等

受注者は、処分地の自治体が認可する産業廃棄物処分業許可証を取得していなければならない。また、許可証には産業廃棄物の種類に汚泥を登録していなければならない。

受注者は、「廃棄物処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」）に基づき、契約書に本契約上必要な項目について記入すること。

- 4 実施日（予定） 1回（作業日）令和7年6月1日（日）
 2回（作業日）令和8年3月1日（日）

5 産業廃棄物の種類、予定数量

種 類：汚 泥

予定数量：1.0トン×2回＝2.0トン※

※ただし、予定数量はあくまでも過去の実績から算出した予定量であるため、この量を上回るあるいは下回ることがあります。よって処分量を確約したものではありません。

6 作業内容等

- (1) 産業廃棄物については、発注者指定の業者により搬入するものとする。
- (2) 産業廃棄物の処分においては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及びその他関係法令に従い適切に処理すること。
- (3) 発注者と受注者で産業廃棄物処理委託契約書を締結する。
- (4) 自らの事業範囲を証するものとして、許可証の写しを契約書に添付すること。
なお、許可事項に変更があったときも同様とする。
- (5) 業務終了後、直ちに業務終了報告書を作成し提出すること。

7 電子情報処理組織（電子マニフェストシステム）の利用

- (1) 産業廃棄物の処理にあつては、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センタ

ー（ホームページアドレス：<https://www.jwnet.or.jp>）が運営する「情報処理センター」への登録（電子マニフェストの使用）により行うものとする。ただし、電気通信回線の故障、天災など、やむを得ない事由により、紙マニフェストの交付を受けなければ当該産業廃棄物の処理ができないと認められるときはこの限りではない。

- (2) 前号ただし書きに規定する場合に該当し、産業廃棄物の処理に紙マニフェストの交付を受けなければならない場合には、事前にその旨及び産業廃棄物の処理を行う期間を書面で報告し、発注者の承諾を得ること。なお、その事象が解消された場合は、速やかに電子マニフェストを用いて産業廃棄物の処理を行うこと。
- (3) 受注者は、契約締結後速やかに、電子マニフェストシステムの加入者番号及び公開承認番号を発注者へ提示すること。
- (4) 受注者は、電子マニフェストシステムの利用について、関係法令に基づき適正に行うこと。

8 その他

- (1) 仕様書の内容及び解釈等について疑義が生じた場合、及びその他特に必要がある場合は、事前に担当と協議し決定・解決する。
- (2) この場合、当該協議に関する議事録を作成し、確認を受ける。
- (3) 数量は予定につき、増減する事がある。
- (4) 本仕様書に疑義がある場合は、必ず担当へ問い合わせること。

問合せ先担当

〒541-8518 大阪府中央区久太郎町1-2-27
大阪府中央区役所総務課
（井元・藤森）
電話 06-6267-9989
FAX 06-6267-8283